

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 10 月 7 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600276 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600148 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 25 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 48 年 1 月頃から昭和 55 年 7 月頃まで

私は、昭和 48 年 1 月頃から昭和 55 年 7 月頃まで、B 市にあった C 事業所で調理師として働いていたが、厚生年金保険の記録がない。働いていたことは間違いないので、請求期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認め、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 社の複数の同僚及び元取締役の回答によると、期間の特定はできないものの、請求者は請求期間の一部において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は、昭和 63 年 2 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている、請求期間当時の事業主は既に亡くなっている上、複数の元取締役に照会したが、いずれも当時の関係書類を保管していない旨回答していることから、請求者の勤務期間及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、複数の元取締役は、調理師は厚生年金保険に加入させていなかった旨回答している。

さらに、請求者が A 社で調理師として一緒に勤務していたとしている同僚は、同社は調理師を厚生年金保険に加入させる扱いをしていなかったので、自分で国民年金に加入していた旨回答している。

加えて、請求期間当時の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の氏名は確認できず、整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。